

市政記者各位

市税督促状の誤発送について

令和5年6月30日が納期限の市県民税の督促状を令和5年7月25日に発送したところ、その一部において、納期限内に納付済みであったにもかかわらず、誤って督促状を発送したことが判明しました。

誤発送の対象となった市民の皆さまには、大変なご迷惑をおかけすることとなりましたことを深くお詫びするとともに、再発防止策を徹底してまいります。

記

1. 対象件数

774件

2. 原因

今年度4月から導入された地方税共同機構が提供する『地方税お支払サイト』により納期限内に納付されたもののうち、クレジットカードやスマホ決済により納付されたものについては、納付データの受信に日数を要するため、この間に納付された方には督促状が発行されないよう処理を行っている。

今回、上記支払方法により納付された過年度課税分について、本来督促状発行停止処理が行われるべきところ、システム処理を行う受託事業者に対する指示が十分でなく、処理が行われなかったもの。

3. 対応

- ・ 本日（7月28日）、対象者に対して、お詫びと説明の文書を送付した。
- ・ 本日、市ホームページに今回の事案を掲載し、二重納付の防止を呼び掛けた。

4. 今後の再発防止策

- ・ 地方税共同機構の納付データを数日で市のシステムに取り込むための改修を行う（9月末完了予定）。
- ・ 改修が完了するまでの間は、過年度課税分の督促状発行停止処理の受託事業者に対する指示を確実にを行うとともに、督促状を発送する際の職員によるダブルチェックを行う。

【問い合わせ】財政局税務部納税企画課
担当：柴田 電話：092-711-4205